

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び消防局」を「、消防局及び病院局」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

病院局の設置に伴い、保健消防委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。